

社会保険

いばらき

6

算定基礎届の提出について

2015 June
NO.438

- 月額変更届について
- 賞与支払届 正しくお届けいただくために
- 国民年金保険料納付免除制度があります
- ご存知ですか？ジェネリック医薬品



「西山荘公園 アヤメ園」(撮影・常陸太田市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

算定基礎届(定時決定)は、保険給付金の決定及び毎月の保険料計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。

7月10日までに茨城事務センターへ郵送にて提出してください。(指定された地域の事業所は審査会場に持参願います)

算定基礎届 の提出について

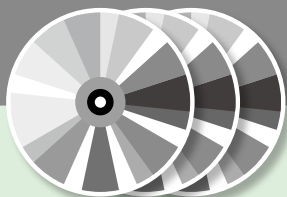
提出する書類等は次のとおりです

紙による 届出の場合

- ①被保険者報酬月額算定基礎届
- ②被保険者報酬月額算定基礎届
総括表
- ③被保険者報酬月額算定基礎届
総括表附表(雇用に関する調査票)



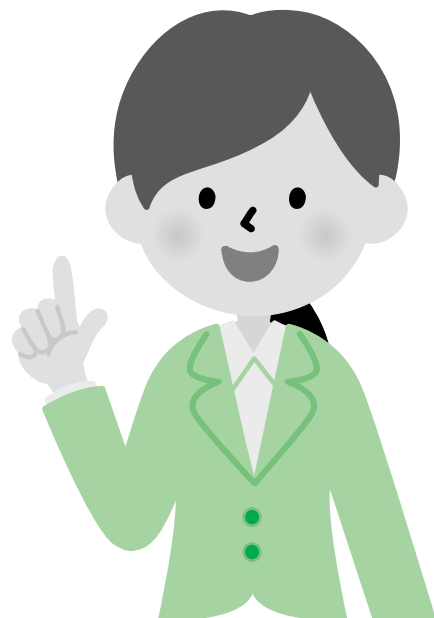
磁気媒体 による 届出の場合 (CD・DVD又はMO による届出の場合)



- ①算定基礎届を収録したCD又は
DVD(MOでも提出可能)
- ②磁気媒体届書総括表(届書作成
プログラムに従って出力します)
- ③被保険者報酬月額算定基礎届
総括表
- ④被保険者報酬月額算定基礎届
総括表附表(雇用に関する調査
票)

留意事項

- ①届出の対象となるのは、7月1日現在の全被保険者です。ただし、6月1日以降に被保険者となった人は、今年の算定基礎届は対象外です。
- ②月額変更該当する被保険者がいる場合は、月額変更届も忘れずに提出してください。
- ③70歳以上の該当する方がいる場合は、「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」も提出してください。
- ④その他、詳細は算定基礎届様式に同封されている通知をご覧ください。(社会保険労務士委託事業所には送付しておりません)
- ⑤ご不明な点は、管轄の年金事務所へお問い合わせください。



月額変更届 について

被保険者の報酬が昇(降)給など固定的賃金の変動にともなって大幅に変わったときは、定時決定をまたずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といい、次の三つのすべてに該当するときに行われます。

- 1 昇給・降給などで固定的賃金に変動があった
- +
- 2 変動月から3か月の間に支払われた報酬(残業手当などの非固定的賃金を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額の間に2等級以上の差が生じた
- +
- 3 3か月とも支払基礎日数が17日以上だった



固定的賃金が上がったのに、残業手当などの非固定的賃金が減ったため、報酬が逆に2等級以上下がった場合は、随時改定の対象外です。

また、固定的賃金下がったのに、非固定的賃金の増加で逆に2等級以上上がった場合も、同様に対象外です。

このような場合は、算定基礎届による定時決定となります。

※70歳以上の在職者が随時改定に該当する場合は、「厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届」も記入して提出します。

固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいます

固定的賃金の変動には、次のようなケースが考えられます。

- ①昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- ②給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- ③日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- ④請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更
- ⑤家族手当、住宅手当、役付手当など固定的な手当が新たについたり、支給額が変わった場合

固定的賃金の例	非固定的賃金の例
月給、週給、日給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、勤務地手当、基礎単価、歩合率など	残業手当、能率手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当など

※被保険者報酬月額変更届の「**㊦改定年月**」に記入された年月の初日(1日)が年金事務所(または事務センター)の受付年月日より60日以上遡る場合は、賃金台帳及び出勤簿の写しを添付してください。

なお、被保険者が役員の場合にあつては、取締役会議事録及び固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月分までの所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の写しの添付をお願いいたします。

重要!! 標準報酬が大幅に引き下がる場合においては、次のことにご留意願います。

- ①大幅に引き下がる場合とは、当分の間「5等級以上」とします。
- ②固定的賃金の変動があった月の、前月から改定月の前月分までの賃金台帳及び出勤簿の写しを添付してください。
- ③被保険者が役員の場合は、取締役会議事録及び所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の写しを添付してください。

詳細は管轄の年金事務所へお問い合わせください。



賞与支払届

正しくお届けいただくために

健康保険・厚生年金保険では、賞与の支払い予定月を登録いただいている事業所様へ「賞与支払届」と「総括表」を予定月の前月に送付しております。

毎年提出いただいている届ですが、正しくお届けいただくための注意点をご案内いたします。

●総括表

- ③賞与支払年月欄
 - ㊦賞与支払予定年月が印字されていても記入が必要です。
- ④支給・不支給欄
 - 必ず、○をつけてください。
 - 賞与支払予定年月に支払いがなかった場合は、「不支給」に○をつけて、総括表のみ提出してください。
- ㊧賞与支給総額欄
 - 賞与届に記載した金額（千円未満を切り捨てた額）の合計を記入します。支払った総額ではありません。

●被保険者賞与支払届

- ④賞与支払年月日欄
 - 支払い年月日は、すべての届書に記入が必要です。
- ②被保険者整理番号及び③生年月日欄
 - 印字された届に手書きで追記する場合や手書き又はパソコンで作成する場合、誤りや記入もれに注意してください。

●その他

- 70歳以上の被用者へ支払いした場合は、「厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届」の提出も必要です。

届書コード 266	処理区分 ※	健康保険 厚生年金保険	被保険者賞与支払届 総括表	事務センター長 所長	副事務センター長 副所長	グループ長 課長	担当者
① 事業所整理記号		② 事業所番号		社労士コード		賞与支払届通番	
㊦ 賞与支払予定年月 平成 年 月		③ 賞与支払年月 平成 年 月		④ 支給・不支給 支給 0 不支給 1		記入もれ注意!	
① 賞与を支給した被保険者数		② 賞与支給総額		000		賞与届に記載した総額	

届書コード 265	処理区分 ※	健康保険 厚生年金保険	被保険者賞与支払届	事務センター長 所長	副事務センター長 副所長	グループ長 課長	担当者
※ 届書コード 2265		事業所整理記号		事業所番号		CD	
① 事業所整理記号		社労士コード		㊦ 賞与支払予定年月 平成 年 月		④ 賞与支払年月日 元号 年 月 日	
② 被保険者整理番号		③ 生年月日 元号 年 月 日		④ 賞与支払年月日 元号 年 月 日		⑤ 賞与額(合計) 千円	
① 被保険者の氏名		② 賞与額		③ 通算によるもの額		④ 契機によるもの額	

正確に

国民年金 保険料納付免除制度があります

経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

全額免除制度

保険料の全額（15,590円）が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2として計算されます。（保険料額は平成27年度の額）

全額免除となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

$$\text{（扶養親族等の数} + 1\text{）} \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$$

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成26年7月～平成27年6月分の申請については、前々年（平成25年）の所得で審査を行います。

※平成21年4月以前は、保険料の全額が免除された期間の年金額は、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からは2分の1として計算されます。

一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額（平成27年度）と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付（ 3,900円） →年金額5/8（21年3月分までは1/2）
- 半額納付（ 7,800円） →年金額6/8（21年3月分までは2/3）
- 4分の3納付（ 11,690円） →年金額7/8（21年3月分までは5/6）

一部納付となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の1納付 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 半額納付 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 4分の3納付 → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成26年7月～平成27年6月分の申請については、前々年（平成25年）の所得で審査を行います。

（注）一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

申請はお住まいの市町村の国民年金担当窓口へ

申請に必要な書類は

- 年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（納付書等）
- 前年（または前々年）の所得を証明するもの
住所を変更しているなど、お住まいの市町村で所得の確認ができない場合は、課税証明書、源泉徴収票の写し等の添付が必要となります。
- 代理の方が申請される場合は、印鑑と委任状が必要です。

※平成26年4月より保険料の納付期限から2年を経過していない期間について免除等申請ができるようになりました。（申請される期間に応じた所得の審査が必要になります。）詳しくは、お住まいの市町村の国民年金担当窓口またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

※退職（失業）や災害による被害を事由とした「特例免除」や30歳未満を対象とした「若年者納付猶予制度」、学生を対象とした「学生納付特例制度」もありますので、詳しくは市町村の国民年金担当窓口またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。



協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

ご存知ですか？ジェネリック医薬品

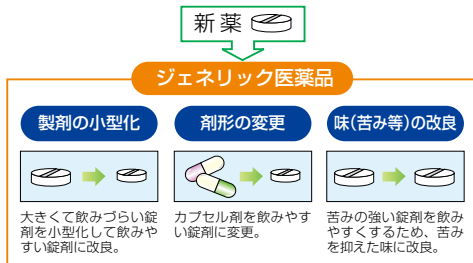
ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の軽減や健康保険財政の改善につながることから、ジェネリック医薬品の普及に取り組んでいます。

新薬とジェネリック医薬品、効き目や安全性に違いはあるの？

ジェネリック医薬品は、新薬と同じように体内で有効成分が吸収されるか確認する試験等を実施して、その品質は新薬と同等であると厚生労働省から保証されています。

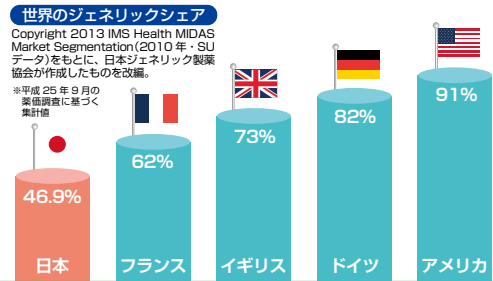
また、ジェネリック医薬品は、医薬品メーカーによってお薬を飲みやすい形や大きさに変えるなどの工夫が図られていて、年々その製造技術は進歩しています。



ジェネリック医薬品は日本でのどのくらい普及しているの？

日本では **46.9%** !
欧米諸国は **60% を超えています**

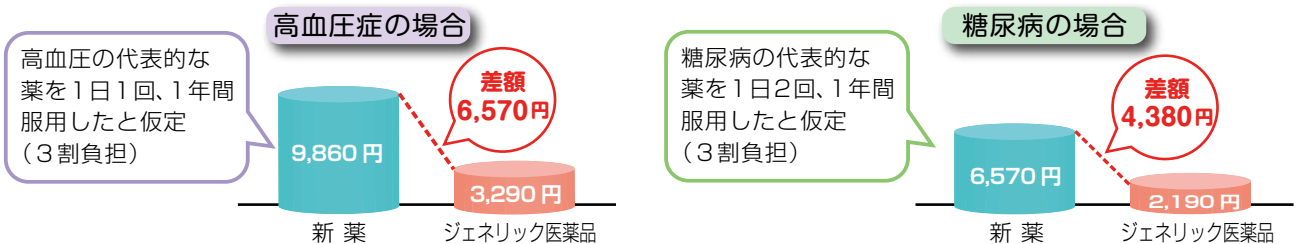
アメリカやドイツ、イギリスなどでは、ジェネリック医薬品の使用率が60%を超えており、ジェネリック医薬品が一般的な存在であると言えます。その中で、日本のジェネリック医薬品の使用率は上昇傾向にありますが、欧米諸国の使用率と比べると、まだ低い状況にあります。



なぜジェネリック医薬品は先発医薬品と価格が違うの？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬の有効成分を利用して開発されるため、その開発期間やコストを大幅に抑えることが可能となります。そのため、価格を安く設定することができます。（先発医薬品よりも3割から5割程度安くなる場合が多いです。）

出典：ジェネリック医薬品学会リーフレット「ご存知ですか？家計にやさしいお薬を！」



ジェネリック医薬品の薬価が安いのは、先発医薬品に比べて有効性や安全性の面で劣るからではありません。ジェネリック医薬品は先発医薬品と同様に、安心してご使用いただけるお薬です。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品への切り替えが可能かどうかは、効能やご本人の体質などを含め、医師や薬剤師の判断となります。

協会けんぽでは、加入者の皆さまがジェネリック医薬品の希望を、医師や薬剤師に伝えていただきやすくなるよう **ジェネリック医薬品希望シール** をご用意しています。

シールをご希望の際は、協会けんぽ茨城支部にお問い合わせください。

保険証やお薬手帳に貼ってご利用ください！



ただし、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。使用できる病気(効能)が異なる場合や在庫がない場合などには切り替えることができない場合があります。